

第9期
豊橋市高齢者福祉計画

令和6年3月
福祉部長寿介護課

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第 2 章 高齢者を取り巻く環境と将来予測

1. 高齢者人口の推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 高齢者世帯の推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3. 要介護等認定者数の推移と推計及び介護が必要となる原因・・・・・・ 16
4. 認知症者数の推移と推計及び認知症当事者等が望む支援・・・・・・ 18
5. 高齢者を取り巻く新たな環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 3 章 第 8 期高齢者福祉計画の成果と課題

1. 基本施策ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 第 9 期高齢者福祉計画策定に向けて求められる事項・・・・・・ 39

第 4 章 基本方針

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2. 基本目標と基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第5章 実施計画

基本目標1 地域と共生し、健康長寿を目指す社会の実現

基本施策（1）高齢者の介護予防の推進と社会参加機会の創出・・・49

基本施策（2）お互いさまのまちづくりの推進・・・52

基本目標2 住み慣れた地域での自身が望む暮らしの実現

基本施策（1）認知症高齢者支援の推進・・・54

基本施策（2）在宅医療・介護連携と第二の人生を見据えた施策の推進・・・56

基本施策（3）高齢者の生活支援サービスの充実・・・58

基本目標3 介護サービス基盤の強化

基本施策（1）介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営・・・60

参考資料

1. 計画の策定体制・・・63

2. 計画策定の経緯・・・68

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、「第8期豊橋市高齢者福祉計画」により高齢者への福祉サービス全般にわたる提供体制の確保を図ってきました。その基本理念「みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまちの実現」のもと、「いきいきと暮らせる健康長寿社会の実現」「住み慣れた地域での自分らしい暮らしの実現」「介護サービス基盤の強化」を推進することができました。

その一方で、本市では、高齢者数の増加と出生数の減少が相まって総人口における65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率が26%を超え少子高齢化が加速しているとともに、高齢者世帯や認知症高齢者が増加しており、直面する課題は新たなフェーズを迎えています。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活様式や価値観の変化・多様化に伴い、外出自粛による生活機能の低下やフレイルの進行、生活習慣病の重症化が懸念されるなど、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しています。変化の激しい時代において、これら政策課題に柔軟に対応するためには、市民の視点に立った施策を、切れ目なく効果的に推進することが求められます。

こうした時代の変化や国・県の動向を踏まえ、東三河広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合を図りながら、目指すべき高齢者福祉施策の方向性を明らかにするため、「第9期豊橋市高齢者福祉計画」を策定します。

フレイル…要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する（出典：「フレイル診療ガイド2018年版」（日本老年医学会/国立長寿医療研究センター、2018））。

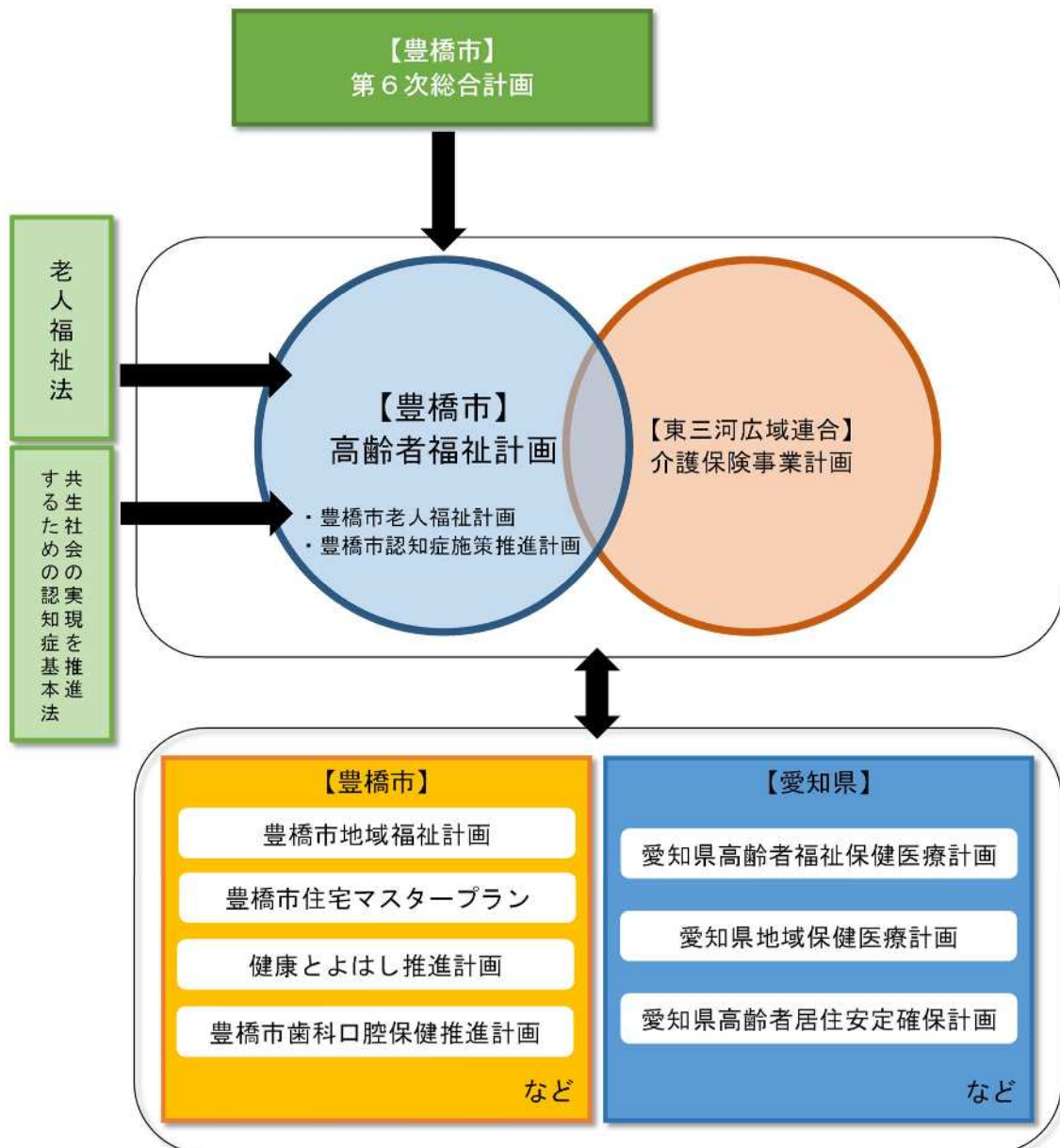
2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき定める「市町村老人福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定にて市町村が定めるよう努めるものとされる「市町村認知症施策推進計画」として策定するものです。

本計画では、上位計画である豊橋市総合計画、並びに県の計画及び東三河広域連合介護保険事業計画等との整合を図り策定します。

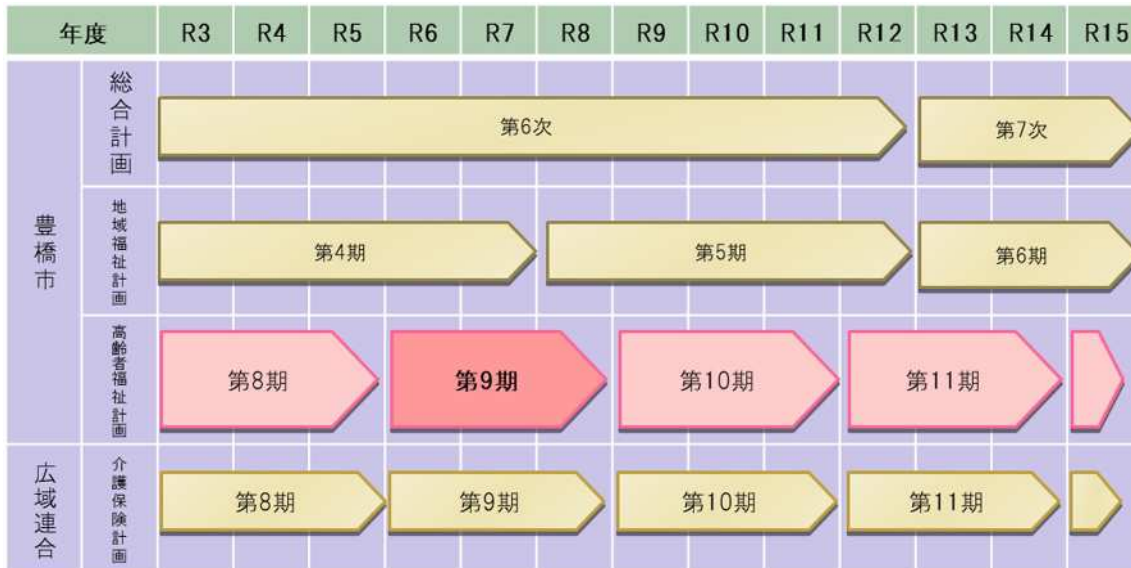
また、本計画を地域包括ケアシステムの推進計画として位置づけ、地域の医療・介護・介護予防・生活支援等の様々な関係機関や東三河広域連合と連携しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

<他計画との関係>



3. 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3年間を計画期間とします。



第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測

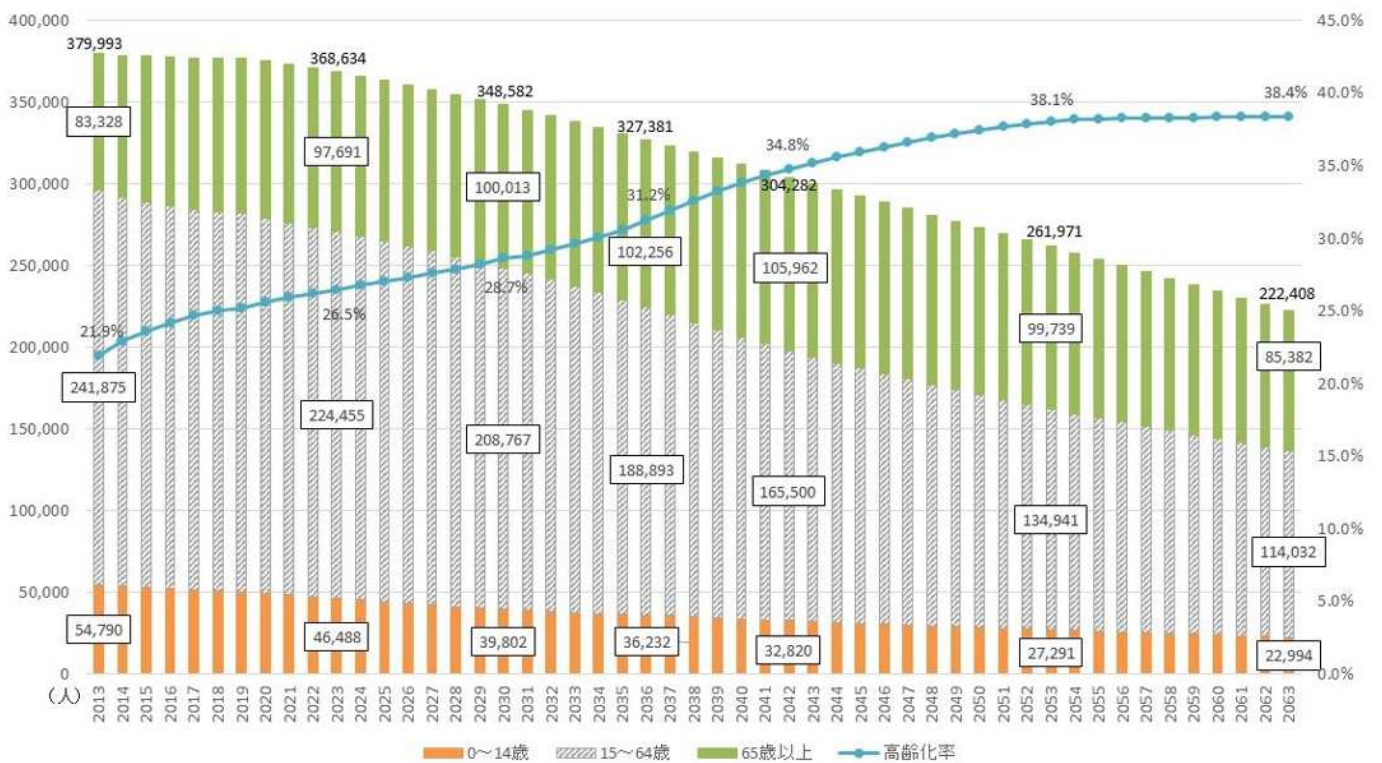
第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測

1. 高齢者人口の推移と推計

(1) 年齢3区分人口及び高齢化率の推移と推計

本市の総人口は今後も減少が続くものと予想されています。高齢者人口（老年人口）は2042（令和24）年にピークを迎えた後、徐々に減少する見込みですが、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口が減少し続けることが影響し、高齢化率は増加することが見込まれています。

年齢3区分人口及び高齢化率の推移と推計



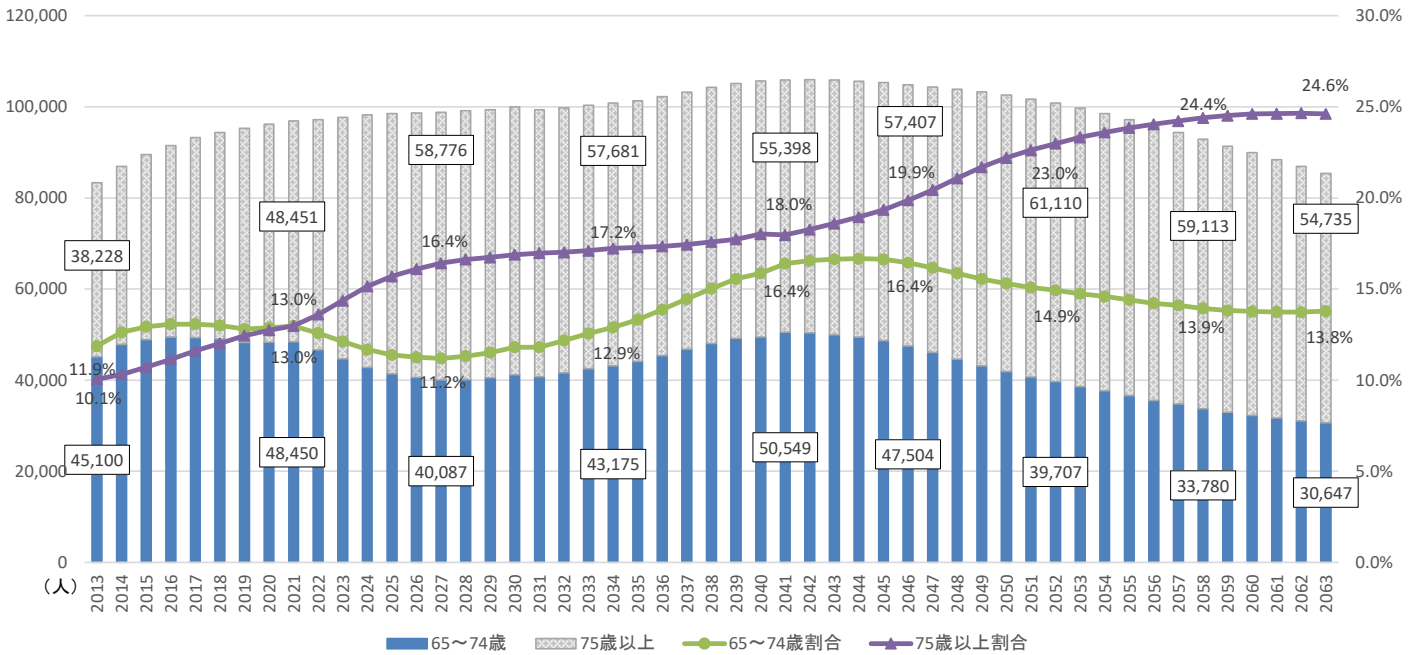
※令和4年（2022年）10月1日を基準日として、住民基本台帳（外国人を含む）人口を使用し推計

※データ出典：東三河広域連合推計（令和4年10月）

(2) 高齢者人口（2区分）の推移と推計

2021（令和3）年を境に後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回り、前期高齢者数は2041年（50,549人）、後期高齢者は2052年（61,110人）にピークを迎えます。団塊世代及び団塊ジュニア世代が後期高齢者に移行するタイミングで、それぞれの割合が大きく波打つ形状を描きます。

高齢者人口（2区分）の推移と推計



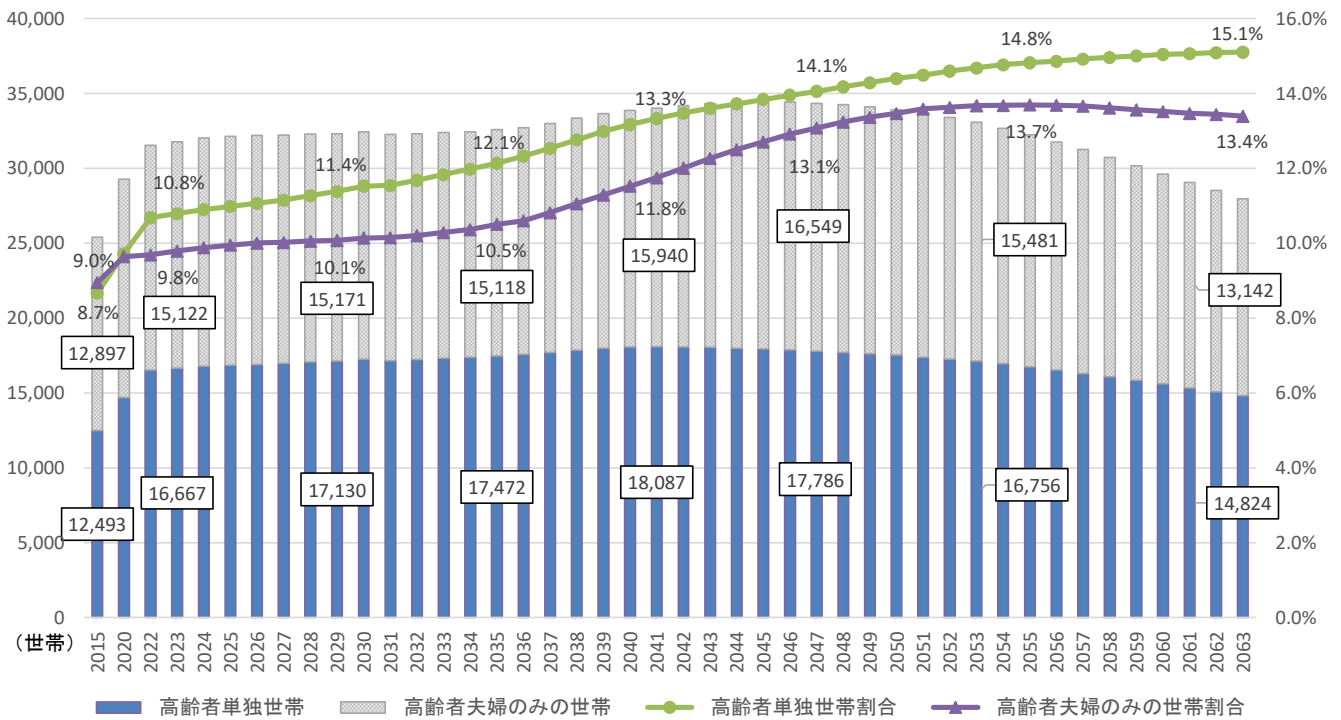
※令和4年（2022年）10月1日を基準日として、住民基本台帳（外国人を含む）人口を使用し推計

※データ出典：東三河広域連合推計（令和4年10月）

2. 高齢者世帯の推移と推計

高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみの世帯は増加傾向であり、世帯数はそれぞれ2041（令和23）年（18,087世帯）及び2047（令和29）年（16,549世帯）にピークを迎えます。現役世代の世帯が減少することで高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみの世帯割合は増加し続け、それぞれ2063（令和45）年（15.1%）及び2055（令和37）年（13.7%）にピークを迎えます。

高齢者世帯の推移と推計



※令和2年10月1日現在の世帯（国勢調査）を基準データとして推計

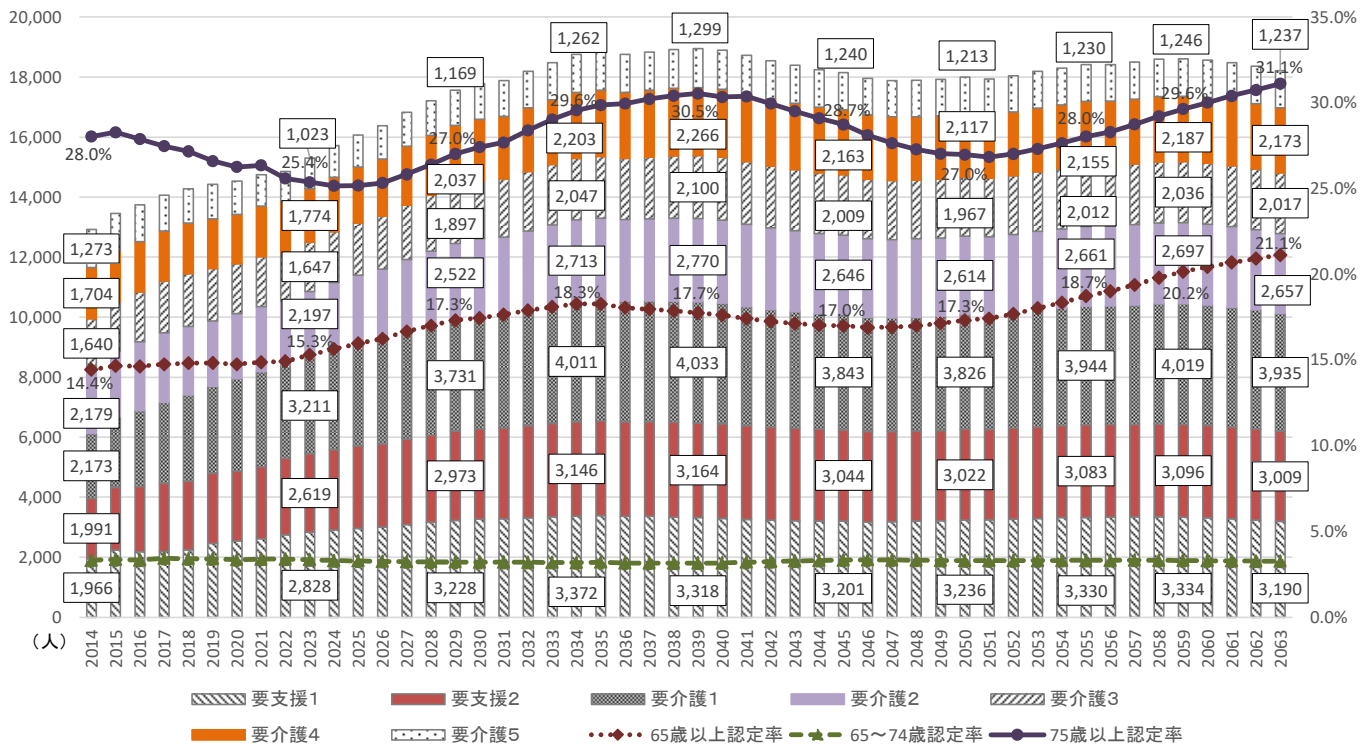
※データ出典：東三河広域連合推計（令和4年10月）

3. 要介護等認定者数の推移と推計及び介護が必要となる原因

(1) 要介護等認定者（要介護認定者・要支援認定者）数の推移と推計

要介護認定者数は2039（令和21）年ピークを迎えます。65歳以上認定率と75歳以上認定率の推移は同様の動きをします。また、要支援など軽度の生活機能の低下が見られる方が増加傾向であり、新型コロナウイルス感染症に起因する外出自粛等の影響と加齢による衰え等からのフレイルの自然増が考えられる一方で、介護保険制度における介護予防の推進により重度化の防止が図られているものと考えられます。

要介護等認定者（要介護認定者・要支援認定者）数の推移と推計



※令和4年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別人口及び令和4年9月30日現在の要支援・要介護認定者情報を基準として推計

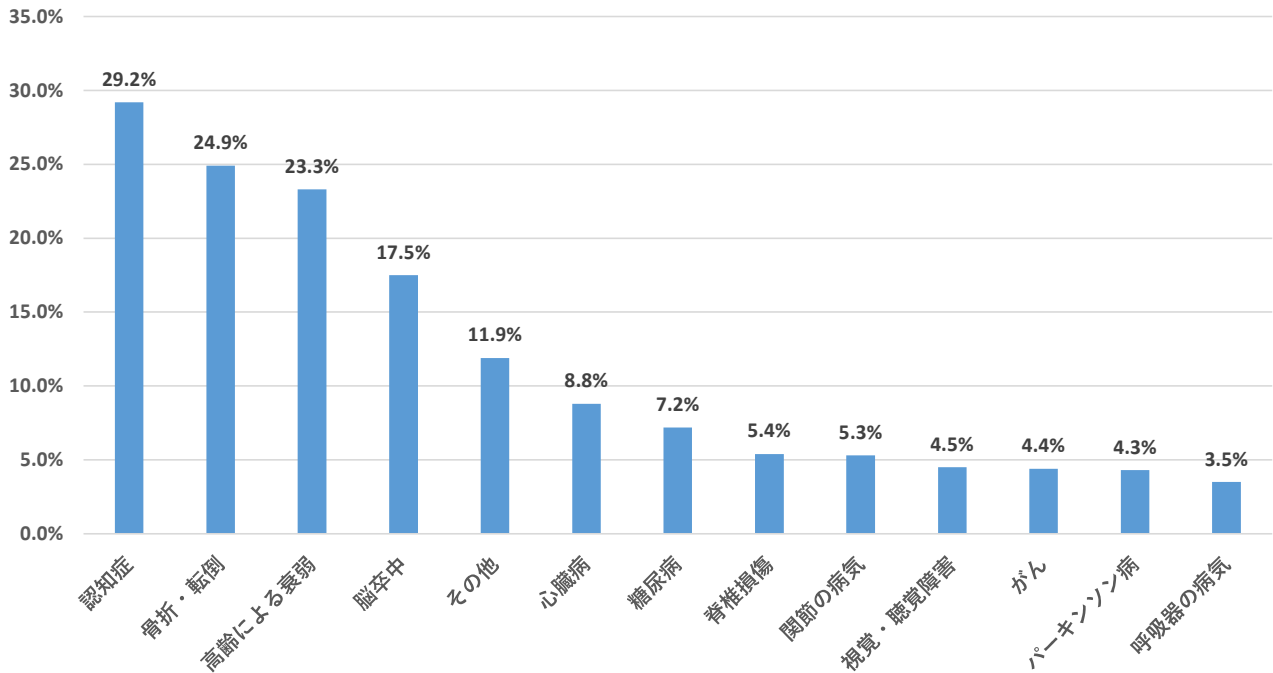
※1号被保険者及び2号被保険者を含めた推計

※データ出典：東三河広域連合推計（令和4年10月）

(2) 介護が必要となる原因

主な原因は認知症（アルツハイマー病など）、骨折・転倒、高齢による衰弱、脳卒中（脳出血、脳梗塞など）が挙げられます。なかでも認知症は全体の3割近くに上っており、一層の対策が必要です。

介護が必要となる原因



※設問は複数回答

回答数=3,215

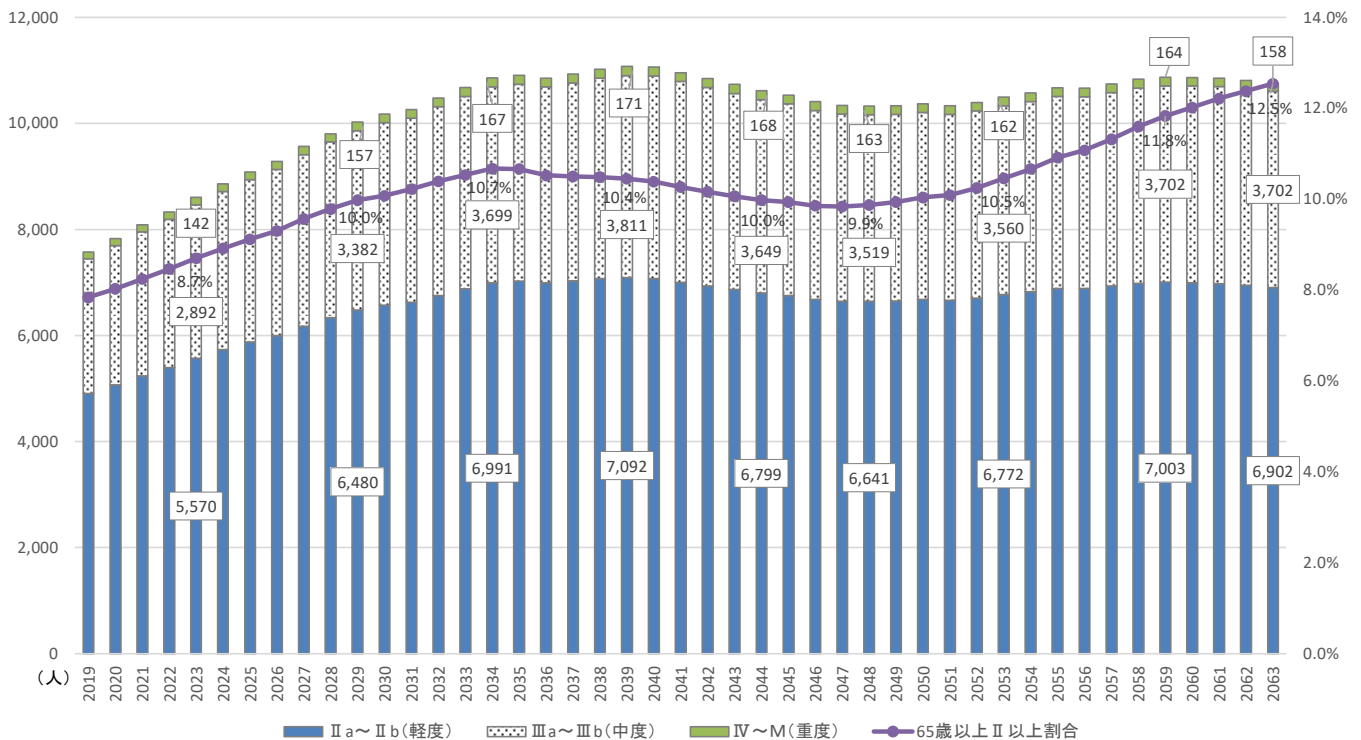
※データ出典：東三河広域連合調査（令和4年8月）

4. 認知症者数の推移と推計及び認知症当事者等が望む支援

(1) 認知症者数の推移と推計

認知症者数は要介護等認定者数の推移と連動して増加し、今後40年で大きなピークが2回あります。ピークを迎える前に、認知症施策を一層充実させることが必要です。

認知症者数の推移と推計



※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要介護等認定者情報を基準として推計。令和2年以降の要介護等認定者情報は、新型コロナウイルス感染症の影響により、面会が困難で訪問調査ができず、有効期間を延長する「臨時的な取扱い」をした場合、当該更新申請者は「認定調査時の認知症自立度」の判定をしておらず正確なデータが存在しないため、令和元年実績を基に影響を受けている年度の値を補正して推計を実施。

※1号被保険者及び2号被保険者を含めた推計

※データ出典：東三河広域連合推計（令和4年10月）

※認知症高齢者の日常生活自立度

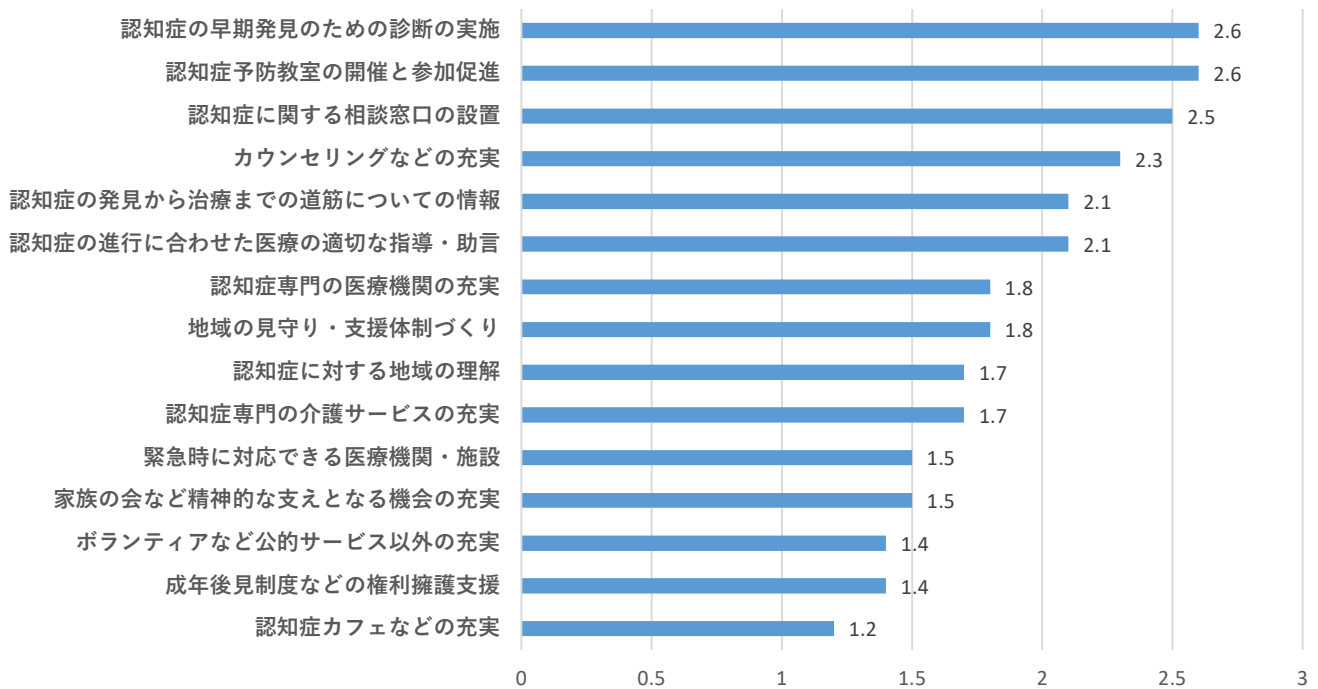
- II 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- III 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- IV 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(出典) 要介護認定 認定調査員テキスト2009改定版(令和3年4月)

(2) 認知症の方や、その家族に対する支援として必要なもの

1位は「認知症の早期発見のための診断の実施」、同点で「認知症予防教室の開催と参加促進」、次いで「認知症に関する相談窓口の設置」という結果でした。支援ニーズは個人によって異なり、多様なニーズに対応する必要があります。

認知症の方や、その家族に対する支援として必要なもの



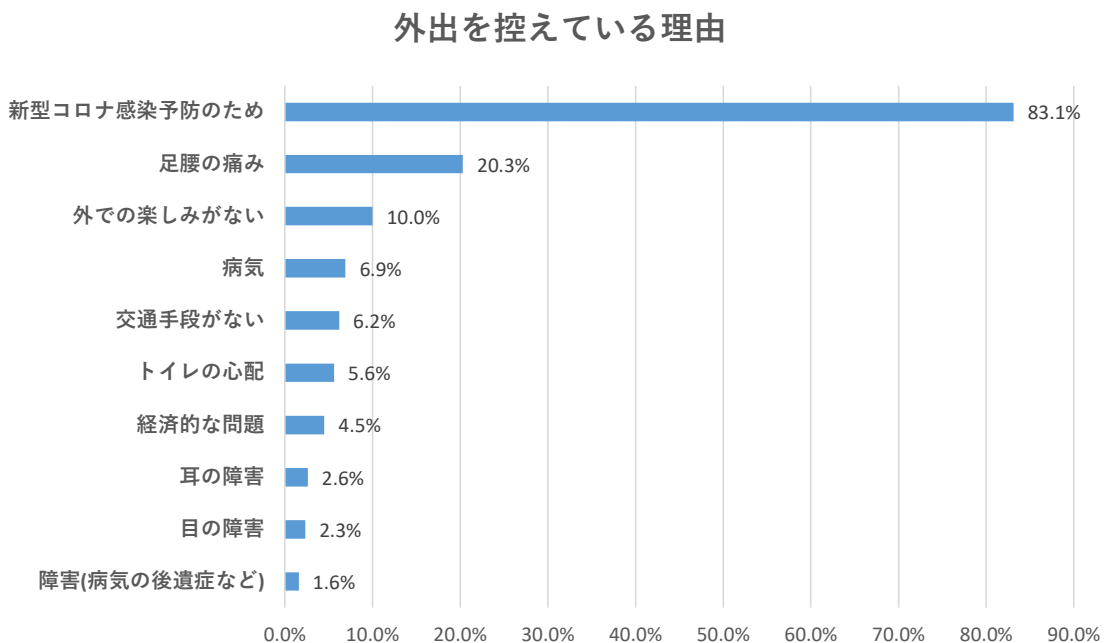
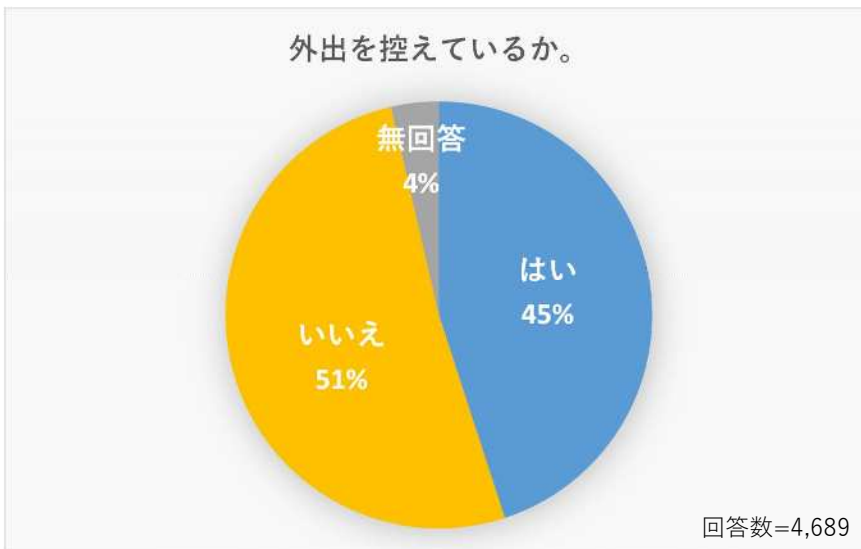
※数値は「最も当てはまるもの」を3点、「2番目に当てはまるもの」を2点、「3番目に当てはまるもの」を1点とした、各選択肢の平均点

※データ出典：東三河広域連合調査（令和4年8月）

5. 高齢者を取り巻く新たな環境

(1) 外出自粛とその理由

45%の方が外出を控えていると回答しました。外出を控えている理由として最も多いものは「新型コロナウイルス感染予防のため」次いで「足腰の痛み」という結果でした。新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが変更となり、徐々に元の生活を取り戻しつつありますが、長期に及んだ外出自粛が常態化してしまっているため、アフターコロナ・新しい生活様式に対応した取り組みが必要です。



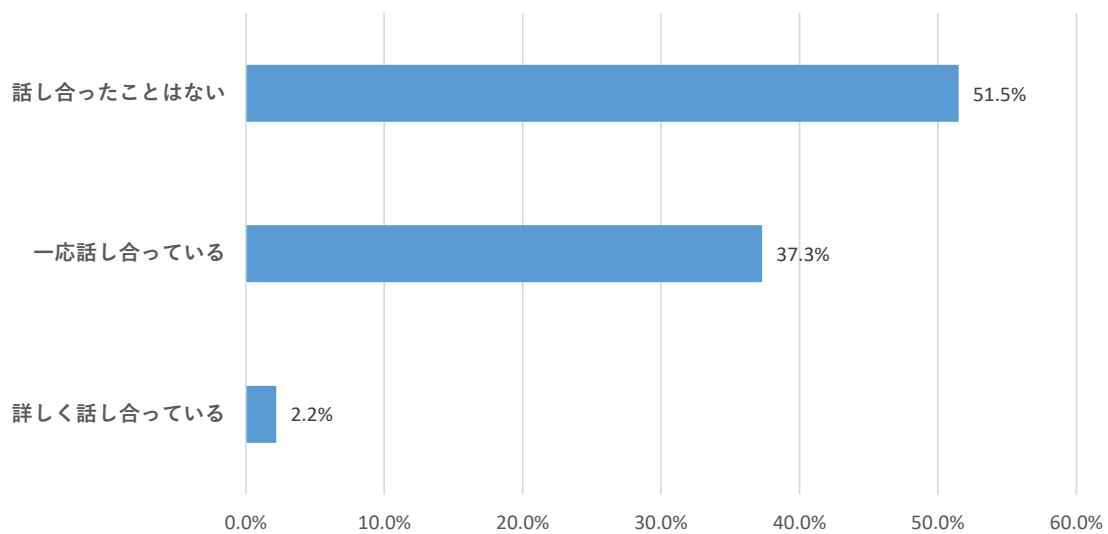
※設問は複数回答

※データ出典：東三河広域連合調査（令和4年8月）

(2) 人生最期に受けてみたい医療・療養や受けてくれない医療・療養を家族や医療介護関係者と話し合っているか

「話し合ったことはない」は51.5%、「一応話し合っている」は37.3%という結果でした。ACP（アドバンス・ケア・プランニング（人生会議））についての認知度は未だ低く、終末期を見据えた話し合いの機会を多くの方が持っていないことが見受けられます。

人生最期に受けてみたい医療・療養や受けてくれない医療・療養を家族や医療介護関係者と話し合っているか



※データ出典：東三河広域連合調査（令和4年8月）

回答数=4,689

ACP…将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、その家族や親しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組み。人生会議とも呼ばれる（出典：日本医師会ホームページ）。

第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題

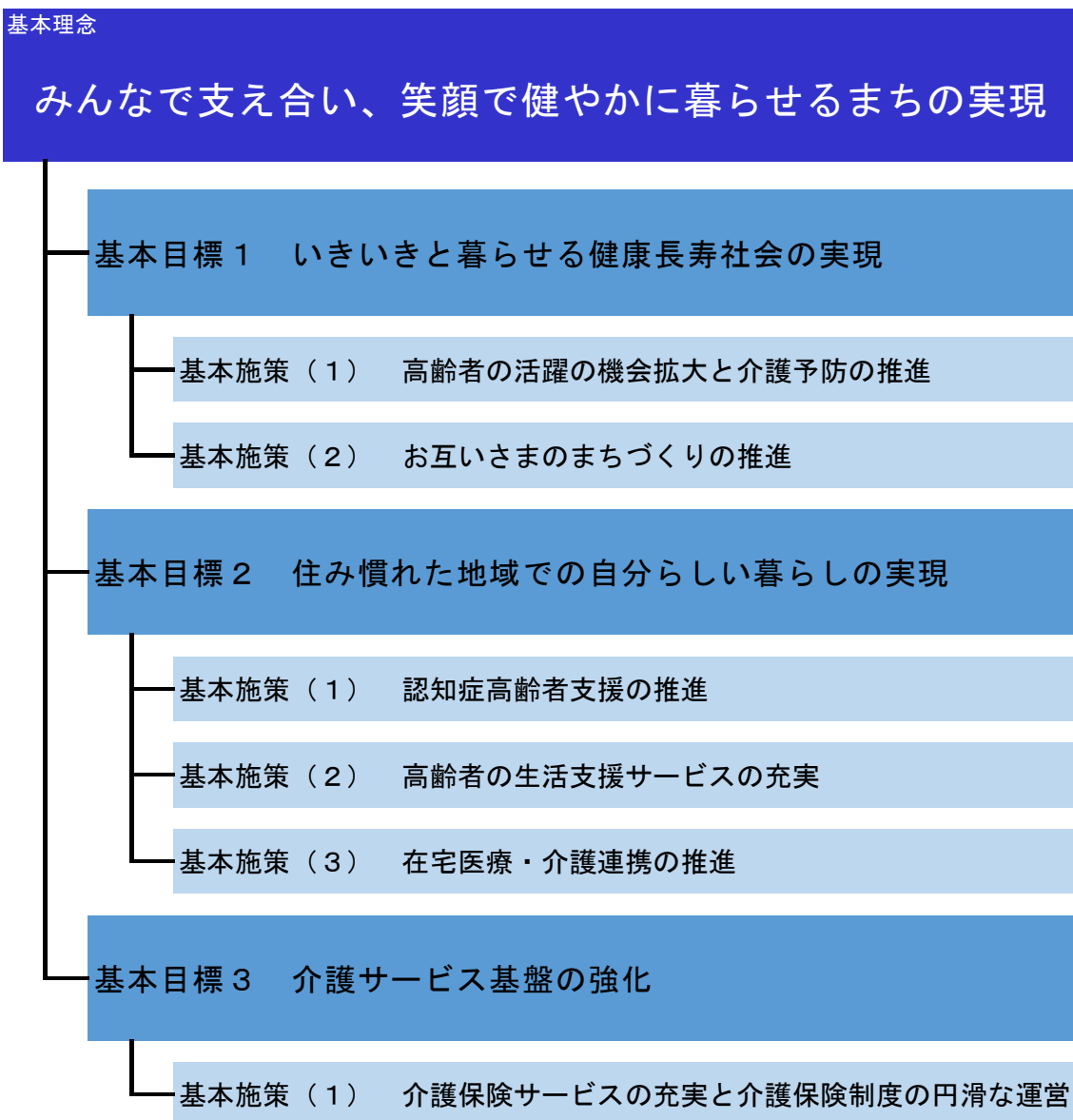
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題

1. 基本施策ごとの評価

第8期豊橋市高齢者福祉計画（令和3年度～5年度）においては、3つの基本目標と6つの基本施策に基づき、施策を進めてきました。

第9期豊橋市高齢者福祉計画の策定に当たっては、これまでの施策の進捗状況や効果などを検証し、今後の方向性を明らかにする必要があるため、第8期豊橋市高齢者福祉計画の成果と課題を、基本施策ごとに整理しました。

<第8期豊橋市高齢者福祉計画体系図>



基本目標1 いきいきと暮らせる健康長寿社会の実現

基本施策(1) 高齢者の活躍の機会拡大と介護予防の推進

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
シルバー人材センターの会員数	1,738人	1,921人	2,067人	2,160人	2,000人	◎
介護予防の運動に取り組むグループ数	36*グループ	56*グループ	69*グループ	75*グループ	60*グループ	◎

※ ◎…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援 ・シルバー人材センターへの支援 ・介護予防活動の支援
新規事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健康マイレージ事業 ・シニアスポーツの振興 ・シニア人材の活用促進 ・口腔機能向上事業

主な成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援 ・シルバー人材センターへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する相談窓口を運営するとともに、合同企業説明会を開催し、市内高齢者の就労支援を行いました。 ・シルバー人材センターの会員数が増加を続けていることから、高齢者の生きがいづくりや社会参加へつながっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動自主グループの立ち上げや活動継続の支援により、高齢者の運動機能の維持・向上に寄与しました。 ・市民に介護予防の意識醸成、健康づくりへの足掛かりとなる機会として介護予防大会を開催しました。 ・市内の運動自主グループの一覧を作成し、広く市民に周知することで参加を促しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問などハイリスクアプローチや通いの場での健康講座の開催など、きめ細やかな介護・フレイル予防を実施しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・健康マイレージ事業 ・シニアスポーツの振興 ・シニア人材の活用促進 ・口腔機能向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリを活用したウォーキングイベントの開催により、運動習慣のきっかけづくりにつながりました。 ・シニアスポーツの機会の提供により、高齢者の生きがいや健康増進に寄与しました。 ・シニアを対象とした介護入門講座の開催により、シニアの活躍機会を提供するとともに、介護人材確保へ向けた人材養成につながりました。 ・高齢者の口腔機能の維持や低栄養予防の啓発を行いました。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

主な課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により各事業への参加者数が減少しており、高齢者の運動機能の低下やフレイルの進行などが懸念され、早急な対策が必要です。
- ・介護予防を推進する地域の担い手などが不足しており、更なる人材の育成が必要です。

評価

- ・各事業を確実に実行することで一定の成果は上がっており、指標も目標を既に達成していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業への参加者数が減少するなど、高齢者の介護予防に一部停滞がみられます。

今後の方向性

- ・感染症のリスクに配慮しつつ、要介護等認定率が高まる後期高齢者になる前から、気軽に介護予防に取り組むことができる環境を整備します。
- ・引き続き介護予防活動を指導する担い手の育成、介護予防に関する認知度向上、介護予防に取り組む人の増加等一体的に取り組む、介護予防の推進を図ります。
- ・高齢者のデジタルデバインドにも着目し、気軽に楽しみながら介護・フレイル予防に継続的に取り組むことができ、同時にITリテラシーの向上にも寄与する取り組みを進めます。
- ・通いの場等への参加を促す一方で、家庭訪問等のハイリスクアプローチ等を行い、積極的な介護・フレイル予防に取り組めます。
- ・引き続き高齢者の就労や社会貢献（ボランティア）等に関する情報提供をするとともに相談に応じ、活躍機会の創出に努めます。
- ・シニアスポーツの振興など、引き続き高齢者の生きがいづくりや社会参加機会の創出に努めます。
- ・世代を問わない多世代交流に向けた取り組みも新たに検討し、相互の交流による介護予防を図ります。
- ・高齢者のオーラルフレイルについて啓発し、口腔機能の低下予防に取り組めます。

デジタルデバインド…「デジタル格差」や「情報格差」とも総称される用語で、インターネットやパソコンなどのICTを利用できる人とできない人の間に生じる格差のこと（出典：豊橋市行政デジタル化方針）。

オーラルフレイル…嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされる。（出典：日本歯科医師会ホームページ）

基本施策（2）お互いさまのまちづくりの推進

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
支え合い活動登録団体数	26団体	50団体	56団体	62団体	58団体	○

※ ◎…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの居場所の運営支援 ・生活・介護支援サポーターの養成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いさまのまちづくり協議会の運営 ・お互いさまコーディネーターの設置 ・支え合い活動参加者保険による支援 ・お互いさまのまちづくりの普及啓発 ・アクティブシニア活動の促進 ・支え合い活動団体支援補助金による支援

主な成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちの居場所の運営支援 ・お互いさまのまちづくり協議会の運営 ・お互いさまコーディネーターの設置 ・支え合い活動参加者保険による支援 ・お互いさまのまちづくりの普及啓発 ・支え合い活動団体支援補助金による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いさまのまちづくり協議会の運営により、関係団体等の取り組みの一元化や認識の共有を図り、支え合い活動の普及・支援につながりました。 ・お互いさまのまちづくりアクションプランに基づいた各種取り組みの実行により、支え合い活動は着実に拡大しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア情報紙の発行により、アクティブシニアに関する取り組みを世代を問わず広く周知し、認知度向上を図りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活・介護支援サポーターの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する一定の福祉、介護に関する知識や技術を習得するための養成講座を開催し、担い手の育成を図りました。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

主な課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により一部支え合い活動団体が活動休止等の状況にあり、高齢者の運動機能の低下やフレイルの進行などが懸念され、早急な対策が必要です。
- ・支え合い活動団体を継続する上での担い手が不足しており、担い手の創出が必要です。
- ・支え合い活動が1団体もない校区が存在しており、市内のすみずみまで支え合い活動が行き届く取り組みが必要です。

評価

- ・各事業を確実に実行することで一定の成果は上がっており、指標も目標を達成見込ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を縮小する団体があり、お互いさまのまちづくりの推進に一部停滞がみられます。

今後の方向性

- ・感染症のリスクに配慮しつつ引き続きお互いさまのまちづくりアクションプランに基づき、関係団体等が各々の取り組みを確実に実行することや、取り組みの横展開を図ることで、地域において顔の見える関係を築き、住民同士がお互いに支え合う地域づくりを推進します。
- ・世代を問わない多世代交流に向けた取り組みも新たに検討し、世代を超えた担い手の創出や認知度向上を図ります。
- ・活動を継続する上でのボトルネックとなりがちな資金面での支援を検討します。

基本目標2 住み慣れた地域での自分らしい暮らしの実現

基本施策(1) 認知症高齢者支援の推進

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	41,189人	46,317人	49,558人	53,000人	52,000人	○
おかえりネットワークの協力者数	3,376人	7,197人	8,592人	10,000人	7,600人	◎

※ ◎…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの運営 ・おかえりネットワークの運営 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・グループホームの整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症家族介護者の支援 ・若年性認知症の支援 ・認知症ガイドブックの作成 ・グループホーム入居者の負担軽減 ・GPSによる認知症家族の支援

主な成果	
・認知症初期集中支援チームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉等の複数の専門職が、認知症の方やその家族の自宅を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を行いました。 ・効果的に介入・支援することで、認知症当事者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を図りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・おかえりネットワークの運営 ・認知症サポーター養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等による行方不明者を早期発見できるよう、市民等の協力者にメールによる情報提供を行いました。また、この協力者を増やすために周知を図りました。 ・認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、支援者を養成するため、地域や企業、学校などで講座を開催しました。 ・おかえりネットワーク協力者数及びサポーター養成講座受講者数は確実に増加しており、認知症に対する理解が進みました。
・グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業者に補助金を交付し、施設入居希望者への需要対応が進みました。

主な成果（つづき）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症家族介護者の支援 ・若年性認知症の支援 ・認知症ガイドブックの作成 ・グループホーム入居者の負担軽減 ・GPSによる認知症家族の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置により、介護事業者や医療機関等の連携体制を構築しました。 ・認知症家族介護者や若年性認知症の方の情報交換の場を提供することで、参加者の不安軽減やリフレッシュにつながりました。 ・低所得世帯のグループホーム利用者負担額を軽減するとともに、認知症により行方不明になるおそれのある高齢者等を介護している家族等に対し、GPS 機器購入費を助成しました。 |
|--|--|

主な課題

- ・認知症への理解不足や認めることへの抵抗感、認知症初期集中支援チームの社会全体の認知度不足により、適切な時期に介入できないケースがあるため、事業内容の周知や認知症に関する一層の啓発が必要です。
- ・当事者や家族間の交流の場や講座への参加者数に一部伸び悩みが見られるため、一層の参加促進等の働きかけが必要です。

評価

- ・医療・介護の利用に至っていない初期段階での介入・支援や認知症当事者とその家族の横のつながりの醸成、認知症への理解を深めるための地道な啓発活動等により、着実に成果は上がっており、指標も目標を達成見込です。
- ・ただし、市民の認知症への理解や協力の深化・促進は途上であり、認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためには、各事業の一層の見直しや改善が求められます。

今後の方向性

- ・社会の認知症への理解は徐々に深まりつつありますが、認知症者数の増加を見据え、一層の認知症への理解の深化や協力体制の整備に向け、既存事業の見直しや改善を図ります。
- ・引き続き認知症当事者や家族の横のつながりを強化する取り組みを進めるとともに、当事者等の支援ニーズと支援の担い手をつなぐ仕組みづくりを検討します。
- ・育成した認知症サポーターが一層活躍できる場を創出します。

基本施策（2）高齢者の生活支援サービスの充実

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
地域型訪問サービスの利用回数	2,484回	3,358回	3,184回	3,313回	4,500回	△
生活・介護支援サポーター養成講座延べ受講者数	690人	785人	855人	925人	850人	◎

※ ◎…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型訪問サービス ・生活・介護支援サポーターの養成（再掲）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キット配布事業 ・緊急通報装置設置事業 ・高齢者の移動支援 ・配食サービスの実施 ・高齢者安心生活サポート事業

主な成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域型訪問サービス ・生活・介護支援サポーターの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活を営むことができるよう、ボランティア等が高齢者の自宅等を訪問し、買物や掃除などのサービスを提供しました。 ・生活・介護支援サポーターの養成研修を実施し、高齢者への生活・介護支援サービスを提供する一定の福祉、介護に関する知識や技術を持った担い手を養成しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キット配布事業 ・緊急通報装置設置事業 ・高齢者の移動支援 ・配食サービスの実施 ・高齢者安心生活サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に高齢者の医療情報を救急隊員等に伝えるため、かかりつけ医や持病などの医療情報を記入したシートや健康保険証のコピーなどを入れる専用容器を配布し、日常の安心につながりました。 ・高齢者宅に緊急通報装置を設置し、安否確認や健康相談、緊急時の通報に対応することで、高齢者の日常生活の不安解消につながりました。 ・公共交通機関の利用に対して一定金額の交通助成券等を交付し、低所得の高齢者に対し効果的な移動支援を行いました。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

主な課題

- ・地域型訪問サービスは、サービス提供の担い手の不足により需要対応に滞りが見られ、目標値の達成が困難な状況です。また、身寄りのない高齢者が増加しており、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り等を含むサービス提供の担い手の更なる育成と確保が必要です。
- ・生活・介護支援サポーターの養成に関し、実際にボランティアとして実働できる人材の育成や、育成したボランティアの更なる活躍機会の創出が必要です。

評価

- ・緊急通報装置設置事業、高齢者移動支援事業、高齢者安心生活サポート事業等着実に成果を上げたものがある一方で、サービス提供の担い手の不足により、地域型訪問サービスの需要対応に滞りが見られるなど、改善・見直しを要する部分があります。

今後の方向性

- ・日常生活に困難を抱えがちな高齢者世帯を地域で支援するため、担い手となるボランティアの更なる育成や活躍機会の創出に取り組みます。
- ・時代の変化や高齢者のニーズなどを踏まえたサービスを適時適切に検討し提供します。

基本施策（3）在宅医療・介護連携の推進

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
ほいっぷネットワーク(電子@連絡帳)の利用者数	772人	891人	961人	1,020人	1,000人	○
高齢者の飲み残し薬の削減事業の延べ利用者数	-	49人	63人	-	150人	R4末で廃止 (県事業にて代替)

※ ○…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の飲み残し薬の削減 ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療・介護の資源の把握 ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・ 医療・介護関係者の研修 ・ 地域住民への普及啓発

主な成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の飲み残し薬の削減（訪問お薬相談事業） ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問お薬相談事業については、要介護等認定者向けに提供される居宅療養管理指導に加え、要介護等の認定を受けていない方も利用できるよう対象者を拡充する目的で実施しました。当初想定よりも需要は低調であり、実績が伸び悩んだこと、また、令和4年度途中から愛知県において、類似事業が始まったことを受け、令和4年度末をもって廃止としました。 ・ ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）への登録の働きかけや利用方法に関する説明会の開催などの活用促進を行い、医療・介護関係者間の情報共有を図りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療・介護の資源の把握 ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・ 医療・介護関係者の研修 ・ 地域住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会と連携し、在宅医療サポートセンターを運営することで、在宅医療・介護連携に関する相談対応や医療・介護関係者の研修を行うなど在宅医療の普及を図りました。 ・ 在宅医療・介護連携事業検討部会において、三師会（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）と市関係部署の情報共有を図りました。 ・ 市民向けに在宅医療に関する出前講座等を開催し、理解の促進を図りました。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

主な課題

- ・医師会に委託している在宅医療サポートセンターの市民（ケアマネジャー等の介護関係者含む）の認知度が低く、市民が相談等で当該センターを利用できていないことが伺え、更なる啓発やセンターの効率的な運営が必要です。
- ・ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）の利用者（登録者）は全体的には伸びてはいるものの、一部で十分に活用されておらず、医療・介護関係者の情報共有や連携を推進する上で、一層の利活用促進に向けた取り組みが必要です。
- ・加速する少子高齢化へ向け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、第二の人生を見据えた人生設計の更なる啓発が必要です。

評価

- ・ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）の利用者（登録者）は職種によって伸び悩みはあるものの、全体としては増加しており、医療・介護関係者間の情報共有、連携は着実に進んでいます。また、三師会（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）と市関係部署の情報共有により、在宅医療を普及させる上での体制が整いつつあります。一方で在宅医療に関するケアマネジャー等の介護関係者をはじめとした市民の理解が十分深まっているとは言えず、更なる啓発や普及に向けた取り組みが求められます。

今後の方向性

- ・在宅医療を普及させる上で、医療・介護関係者をはじめ、市民の理解が不可欠であることから、啓発活動の見直しや改善を試みます。
- ・医療・介護関係者、市関係部署の連携を深めるための取り組みを推進します。
- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、ミドル世代など早い段階から、第二の人生を見据えた人生設計や人生最期の生き方について考えるきっかけとなるエンディングサポートやACPに関する取り組みを推進します。

エンディングサポート…自分らしい人生の最期を迎える準備のために、治療や介護、財産管理、葬儀など様々な「終活」を支援すること。

基本目標3 介護サービス基盤の強化

基本施策(1) 介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

指標	R1 基準値	R3 実績値	R4 実績値	R5 見込値	R5 目標値	目標達成※
小規模特別養護老人ホームの整備数(東三河全体)	—	0施設	1施設	2施設	2施設	○
グループホームの整備数(東三河全体)	—	0施設	4施設	5施設	5施設	○

※ ◎…達成済 ○…達成見込 △…達成困難

※ 数値は整備数の合計

主な事業	
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営 ・グループホームの整備(再掲) ・小規模特別養護老人ホームの整備
新規事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホームの整備(再掲) ・家族介護者のレスパイト支援 ・民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施 ・介護支援専門員資格の取得支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場でのIT化の促進 ・介護サービス事業者等の適正化の支援 ・介護職員初任者研修の受講支援 ・介護事業所管理者向けの人材育成支援講座の開催 ・ケアプラン作成能力向上の支援

レスパイト・レスパイト支援…高齢者を在宅で介護する家族が、一時的に介護から離れ休息(レスパイト)をとり、心身の疲れをとるための支援(レスパイトケア)(出典:第8期東三河広域連合介護保険事業計画)。

主な成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを市内18か所で運営し、福祉・介護に関する総合相談や権利擁護、ケアマネジメント業務を適切に実施しました。 ・基幹型地域包括支援センターにおいて、各地域包括支援センターの後方支援や連絡調整を行う職員を配置し、高齢者の見守りや相談支援体制を強化しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備（再掲） ・小規模特別養護老人ホームの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも公募で選定された施設整備事業者に対し補助金を交付することで、施設整備が進み、施設入居希望者への需要対応が進みました。
<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のレスパイト支援 ・民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施 ・介護支援専門員資格の取得支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のレスパイト支援（家族介護者への温泉等入浴施設助成券の交付）により、在宅介護を継続している方の慰労や身体的・精神的負担の軽減につながりました。 ・介護に関する資格を持たない求職者に対し、介護職員初任者研修及び介護事業所での実地研修を実施し、当該事業所とのマッチングにより直接雇用を創出しました。 ・介護支援専門員を確保するため、資格取得に係る費用の補助を行い、人材の確保に努めました。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場でのIT化の促進 ・介護サービス事業者等の適正化の支援 ・介護職員初任者研修の受講支援 ・介護事業所管理者向けの人材育成支援講座の開催 ・ケアプラン作成能力向上の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用したケアプラン作成支援システムを介護現場へ導入しましたが、当該システムが市販されるなどAIの利用環境が大きく改善されたことから、令和3年度末をもって廃止しました。 ・介護職員初任者研修の受講支援による新規職員の確保支援のほか、管理者向け人材育成支援講座の開催やケアプラン点検の実施により、既存職員のスキル向上を図りました。

主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加に伴い、介護サービスへの需要が増大することが見込まれ、更なる介護サービス基盤の維持・強化が必要です。 ・介護人材の確保は全国的な課題であり、東三河圏内においても人材の育成、確保が喫緊の課題です。 ・人員不足等の影響により本市における要介護等認定調査に遅れが生じていることから、調査体制の早急な立て直しが必要です。 ・介護保険者である東三河広域連合による介護保険事業の実施と構成市町村としての連携により、引き続き安定的に介護保険制度を運営する必要があります。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

評価

- ・ 高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需給バランスが崩れることが懸念されており、介護サービスへの更なる需要対応が求められる状況です。また、本市では要介護等認定調査の遅れにより適時適切なサービス提供に一部滞りが見られる一方で、地域包括支援センターの相談支援体制の強化や介護人材の確保・定着に関する取り組みは着実に成果を上げています。

今後の方向性

- ・ 要介護等認定調査のスムーズな実施に向け、民間ノウハウやデジタル技術の積極的な活用により調査体制を整備し、適時適切なサービス利用につなげます。
- ・ 介護保険制度を円滑に運営できるよう、今後も介護保険者である東三河広域連合との連携を一層推進し、介護保険事業を実施します。

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

2. 第9期高齢者福祉計画策定に向けて求められる事項

ここまで高齢者を取り巻く環境と将来予測に係る各種推計や第8期豊橋市高齢者福祉計画の成果と課題を分析するなかで、本市においては少子高齢化の加速や、認知症高齢者の増加、新型コロナウイルス感染症に起因する生活様式の変化に伴う生活機能の低下が懸念されるケースの増加など、高齢者福祉を取り巻く環境は厳しさを増す一方であることがわかります。また、社会的な孤立を深めたり経済的な問題を抱える世帯の増加なども危惧されるところです。こうしたことから、今後はますます困難な施策運営が求められますが、時代やニーズの変化を的確に捉え、限られた資源を効率的に活用しながら、市民の視点に立った施策を切れ目なく推進する必要があります。これら政策課題を踏まえ、次期計画策定に向けて求められる事項は、以下の通りです。

(1) 地域と共生し、健康長寿を目指す社会の実現

今後、少子高齢化が加速することで様々な社会課題に直面し、高齢者福祉も新たなフェーズに突入していきます。これまでに増して高齢者の介護予防や健康意識の醸成、社会参加・貢献機会の創出、互助の意識を基本とした住民同士が支え合う地域づくりなどを深化させることが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく変化・多様化した生活様式や価値観への対応や急速に進むデジタル化により生じているデジタルデバイドへの対応が必要です。

(2) 住み慣れた地域での自身が望む暮らしの実現

本市の認知症高齢者は増加傾向であり、本人・家族介護者が自分らしい暮らしを続けるためには認知症への理解を深め、認知症当事者や家族介護者、認知症サポーター等の支援者が最初の一步を踏み出すための後押しが必要です。また、高齢化により誰もが介護を必要とする状態になる可能性があり、自身が望む暮らしを続けるためには、ミドル世代など早い段階から、第二の人生を見据えた人生設計や人生最期の生き方を考えることが重要です。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためにも、更なる認知症施策の推進や在宅医療と介護の連携を図る必要があります。

加えて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれることから、これらの高齢者世帯への生活環境の維持・改善や見守りを実施するため、見守りや生活・相談支援サービスの更なる充実が必要です。

(3) 介護サービス基盤の強化

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需給バランスが崩れることが懸念され、増加する需要への対応が求められます。施設の維持・整備等ハード面での対応や、介護サービスを提供する側の人材育成・確保等のソフト面での対応を複合的に実施するなど、要介護者等が必要なときに必要なサービスを安心して受けることができる基盤整備が必要です。

第4章 基本方針

第4章 基本方針

1. 基本理念

本市を含む東三河8市町村では、介護保険者を統合し、将来にわたり安定した介護保険基盤を築くとともに、認知症施策や地域包括支援センターの運営などについては地域の実情に合わせて実施し、それぞれの市町村の独自性を保ちながら取り組みを進めています。

本市においては、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増す一方であるとともに、高齢者福祉における政策課題の多様化・複雑化はますます進んでいます。

これら急速に変化する時代や高齢者を取り巻く環境にタイミングを逸することなく対応するためには、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、引き続き地域共生社会の実現に向け取り組む必要があります。

このような考えの下、第8期豊橋市高齢者福祉計画にて掲げた基本理念を継承しながら、各種取り組みを一層加速・充実させ、地域共生社会の実現へとつながる高齢者福祉行政を推進します。

基本理念 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまちの実現



第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

2. 基本目標と基本施策

基本理念を実現するために、「地域と共生し、健康長寿を目指す社会の実現」「住み慣れた地域での自身が望む暮らしの実現」「介護サービス基盤の強化」の3点に重点を置き、基本目標を定めるとともに、基本目標を達成するために6つの基本施策を掲げます。

基本目標1 「地域と共生し、健康長寿を目指す社会の実現」

基本施策（1）高齢者の介護予防の推進と社会参加機会の創出

新型コロナウイルス感染症に起因する外出自粛等、高齢者の生活様式や価値観は急速に変化・多様化し、生活機能の低下やフレイルの進行・生活習慣病の重症化等が懸念されるため、介護予防施策のブラッシュアップ、保健事業との連携によるきめ細やかな介護・フレイル予防を実施するとともに、ICTを活用したフレイル予防等により高齢者のデジタルデバイド対策にもつなげます。また、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、ボランティアや就労など高齢者の社会参加機会の創出を行います。

基本施策（2）お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持ち、「お互いさま」の取り組みを通じて地域住民が支え合う地域づくりを支援します。

基本目標2 「住み慣れた地域での自身が望む暮らしの実現」

基本施策（1）認知症高齢者支援の推進

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症当事者や家族介護者、認知症サポーター等の支援者が最初の一步を踏み出すための後押しとなる取り組みを進めます。また、認知症当事者等の支援ニーズと支援の担い手をマッチングさせる仕組みづくりを行い、需要対応を図ります。

基本施策（2）在宅医療・介護連携と第二の人生を見据えた施策の推進

高齢者が医療と介護の両サービスを適時適切に切れ目なく受けられるよう在宅医療と介護の連携強化に取り組むとともに、ミドル世代などの早い段階から自身が望む第二の人生の過ごし方や人生最期の生き方など、人生設計を考え直す機会を提供することで、住み慣れた地域での自身が望む暮らしを続けられるよう支援します。

基本施策（3）高齢者の生活支援サービスの充実

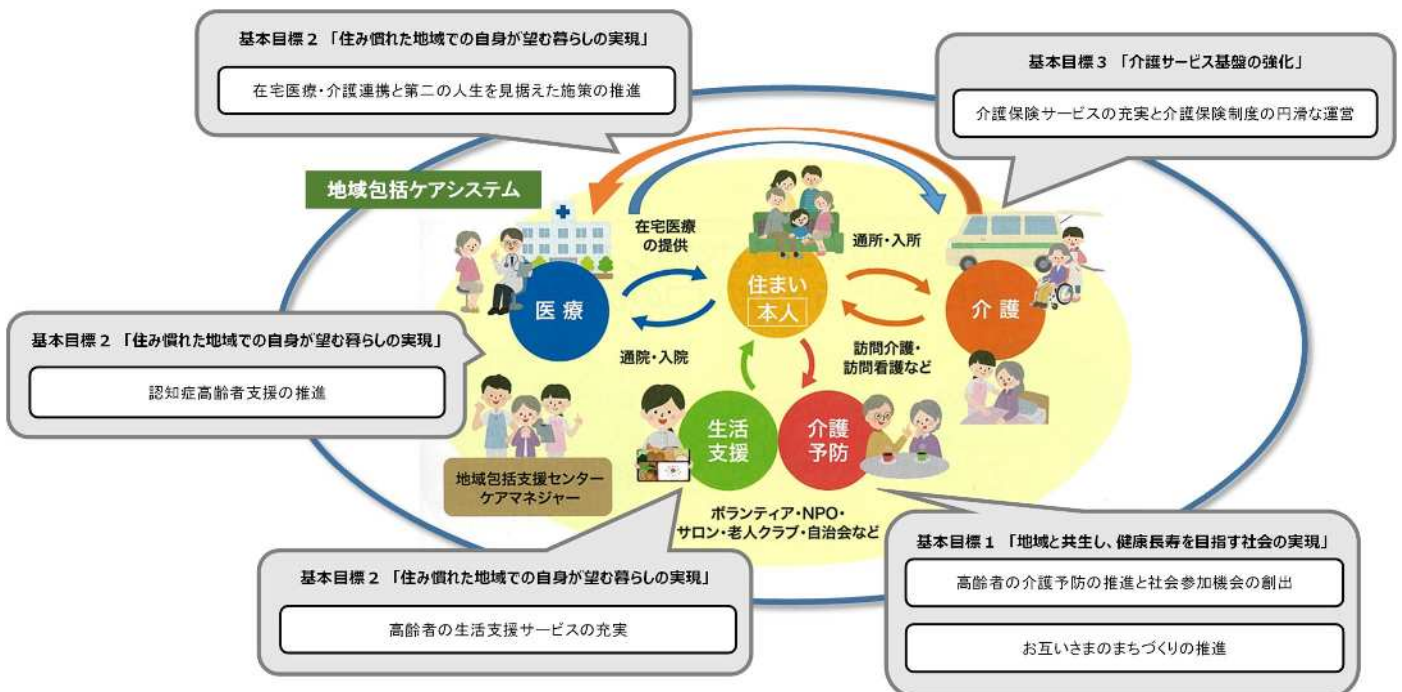
高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の見守りや日常生活を支援するボランティアの育成等、充実した生活・相談支援サービスを適時適切に提供します。

基本目標3 「介護サービス基盤の強化」

基本施策（1）介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができるよう、東三河広域連合の構成市として、質の高い充実した介護保険サービスの提供を行い、介護保険制度を円滑に運営するとともに施設の維持・整備等、ハード面での支援を検討します。また、介護サービス事業所等における従事者や利用者の安全を守り、災害や感染症等の有事にあっても介護サービスの安定的な提供体制を維持できるように、適切に支援します。

＜地域包括ケアシステムにおける基本施策の位置づけ＞



高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進します。住まいを中心とし、医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されるよう、各施策を確実に実施することで、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

3. 計画の体系



第5章 実施計画

第5章 実施計画

基本目標1 地域と共生し、健康長寿を目指す社会の実現

基本施策(1) 高齢者の介護予防の推進と社会参加機会の創出

新型コロナウイルス感染症に起因する外出自粛等、高齢者の生活様式や価値観は急速に変化・多様化し、生活機能の低下やフレイルの進行・生活習慣病の重症化等が懸念されます。これら政策課題にタイミングを逸することなく対応するため、これまでに増して高齢者の介護・フレイル予防や社会参加機会の創出に関する取り組みの充実が求められます。また、急速に変化する時代に対応するため、デジタルデバйд対策など新たな取り組みを推進します。

指標

指標名	【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
「フレイル」について認知している高齢者の割合	43.4%	55.0%
介護予防の運動に取り組むグループ数	69グループ	85グループ
ほの国体操リーダー延べ養成者数	100人	160人
シルバー人材センターの会員数	2,067人	2,420人
市内高齢福祉施設（老人福祉センター、高齢者活動センター及び老人憩の家）の来館者数	204,597人	210,200人

【重】…重点事業 【新】…新規事業
 【認】…認知症施策推進計画に位置づけ
 実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-1	介護予防教室の開催【認】	高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むことができる場を創出し継続できるよう、運動教室で効果的な予防活動の知識・技術の習得を支援するほか、体力測定などにも取り組みます。また、高齢者のオーラルフレイルについても啓発し、口腔機能の低下予防に取り組めます。	①
1-2	介護予防活動の支援【重】	高齢者が自主的に運動機能の維持・向上に取り組めるよう、運動自主グループの立ち上げや高齢者運動自主グループ活動保険への加入等、活動への継続的な支援を行います。	①
1-3	介護予防大会の開催【重】	市民の介護予防意識の醸成や、健康づくりの機会として開催している介護予防大会について、高齢者をはじめとした多世代の方の参加を促し、世代を超えた介護予防意識の醸成を図ります。	①

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【重】 【認】	高齢者の健康づくりや介護予防を一体的に実施するため、通いの場等での健康講座の開催や、保健師・管理栄養士等の家庭訪問による個別支援により、フレイル予防を図ります。	①
1-5	ICTを活用したフレイル予防【重】 【新】	ICTを用いて高齢者の交流の活性化を図る習慣化アプリを活用することにより、高齢者のフレイル予防とデジタルデバイス対策を実施します。	①
1-6	介護予防ボランティア（ほの国体操リーダー）の養成【重】	高齢者の健康づくりや介護予防を推進するため、体操の自主グループの講師などを担い、地域で活動できる担い手としてのボランティアを養成します。また、スキルアップを図るための研修を実施します。	①
1-7	介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布を行います。	①
1-8	介護予防が必要な高齢者の早期発見	閉じこもり等の原因により、何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加を促すため、民生委員をはじめとした地域住民からの情報収集に努めます。	①
1-9	高齢者福祉大会の開催	高齢者の生きがいづくりを促進するため、老人福祉事業功労者の表彰やダイヤモンド婚・金婚をお祝いする式典を開催します。	①
1-10	老人クラブの活性化	高齢者の生きがいと健康づくりを促進するため、老人クラブが行う友愛訪問やウォーキング・体力測定事業などの活動を支援するほか、地域の清掃活動や趣味を通じた活動を促進します。	①
1-11	健康マイレージ事業	健康なまちづくりを推進するため、ウォーキングなどの健康に対するポイント制度を継続し、動機づけとなるイベントの実施などにより、歩く（運動）ことへの市民意識向上を図ります。	①
1-12	シニアスポーツの振興	高齢者の健康づくりと生きがいづくりを促進するため、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンクのスポーツ大会を開催するとともに、競技指導や審判の育成などを行い、競技の普及を図ります。	①
1-13	シニアフェスティバルの開催	高齢者の親睦や活動の輪を広げるため、趣味の演芸大会や作品展などのイベントを開催します。	①
1-14	シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいや社会参加を目的として、希望する高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの活動や運営に対して支援します。	①
1-15	高齢者の活躍機会に関する情報提供【重】	市内高齢福祉施設（老人福祉センター、高齢者活動センター及び老人憩の家）において来館者に対し、ボランティアをはじめとする社会貢献活動やシルバー人材センター等の就労に関する情報提供を行います。	①
1-16	生活・介護支援サポーターの養成【重】 【認】	高齢者への生活・介護支援サービスを提供する一定の福祉、介護に関する知識や技術を持った担い手を養成するため、養成研修を実施します。また、研修修了者のサポーター登録の促進や、活躍機会の創出に取り組みます。	①

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-17	地域型通所サービス	自立した日常生活を営むことができるよう、体操やレクリエーションなどの通いの場を住民主体のボランティア等により提供します。	①
1-18	シルバーカー等購入費補助金【新】	高齢者の閉じこもり等の防止及びフレイル予防を図るため、シルバーカー及び多点杖の購入費用を助成し、外出を支援します。	①
1-19	特定健康診査 特定保健指導 健康診査	前期高齢者を含む 40～74 歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の早期発見や重症化予防のために特定健康診査を実施します。また、健診結果より特定保健指導対象者には、保健師等により生活習慣改善のための支援を行います。75 歳以上の後期高齢者には、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防するため、健康診査を実施します。	①
1-20	後期高齢者歯科健診【新】	76 歳の方を対象に、むし歯や歯周病のチェックに加え、「かむ」「飲み込む」などの機能に衰えがないかをチェックします。また、オーラルフレイル予防に効果的な健口体操も行います。	①
1-21	介護入門講座の開催	介護人材を確保するため、シニア世代や子育てが一区切りついた方などを対象に介護入門講座を開催し、介護の知識を有する人材を養成します。	②
1-22	リハビリテーション専門職の派遣	地域の通いの場や通所介護事業所などにリハビリ専門職を派遣し、運動器機能等の維持向上に向けた支援を推進します。	②
1-23	介護予防通所サービス	通所により、施設等で入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援や身体機能の維持・向上など介護予防を目的としたサービスを提供します。	②
1-24	広域型通所サービス	軽い運動やレクリエーションなど高齢者の閉じこもり予防など心身の活力向上を目指した通所サービスを提供します。	②
1-25	介護予防訪問サービス	要支援者等の自宅において、介護予防を目的とした訪問介護員等による入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助に関する訪問サービスを提供します。	②
1-26	広域型訪問サービス	要支援者等の自宅において、調理や掃除、ごみの分別やごみ出し、買い物代行や同行などの生活援助に関する訪問サービスを提供します。	②

ICT…Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。これまで使われてきた「IT (Information Technology)」にコミュニケーションが具体的に表現されている (出典：第6次豊橋市総合計画)。

基本施策(2) お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持ち、互助の取り組みを通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄り支え合う地域づくりを支援します。この取り組みにより、地域のすみずみまで「お互いさま」が行き届くまちの実現を目指します。

指標

指標名	【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
支え合い活動登録団体数	56 団体	80 団体
生活・介護支援サポーター養成講座延べ受講者数	855 人	1,100 人

【重】…重点事業 【新】…新規事業

【認】…認知症施策推進計画に位置づけ

実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
2-1	支え合い活動者交流会の開催	地域住民が主体となった互助の取り組みである「支え合い活動」の普及拡大を図るため、活動者や活動に興味のある方々が世代を問わずに集い、活動や持続可能な地域づくりについて考える交流会を開催します。また、交流会を通じて、新たな担い手の創出を図ります。	①
2-2	お互いさまのまちづくり協議会の運営【重】	市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、お互いさまコーディネーターなどの支え合い活動の関係団体の取り組みを一元化するとともに、支え合い活動を一層推進するため、お互いさまのまちづくり協議会を運営し、認識の共有や連携強化を図ります。	①
2-3	お互いさまコーディネーターの設置	互助を基本とした生活支援等のサービス創出に向けた取り組みを推進するため、お互いさまコーディネーターを配置し、関係者のネットワーク化や支え合い活動の立ち上げ支援などを行います。	①
2-4	支え合い活動参加者保険による支援	支え合い活動の参加者の事故を補償し、支え合い活動に取り組みやすい環境を整備するため、支え合い活動参加者保険による支援を行います。	①
2-5	まちの居場所の運営支援【重】	高齢者の孤立化を防止するとともに、社会とのつながりを実感できるよう、気軽に集まることのできる「まちの居場所」の運営を支援します。	①
2-6	お互いさまのまちづくりの普及啓発【重】	支え合い活動の普及を図るため、老人クラブや民生委員、自治会等に加え学生をはじめとした若年世代に対して、お互いさまのまちづくりの必要性を周知するほか、市民向け出前講座を開催します。	①

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
2-7	支え合い活動団体支援補助金【新】	支え合い活動の継続・向上を図るため、豊橋市お互いさまのまちづくりネットワークに加入している支え合い活動団体に対し、活動に係る費用を助成します。	①
2-8	アクティブシニア活動の促進	アクティブシニア（健康で活発に活動する高齢の方）の増加やアクティブシニアを中心とした団体の活動についての認知度向上を図るため、情報紙「アクティ」を発行します。	①
2-9	生活・介護支援サポーターの養成（再掲）【重】 【認】	高齢者への生活・介護支援サービスを提供する一定の福祉、介護に関する知識や技術を持った担い手を養成するため、養成研修を実施します。また、研修修了者のサポーター登録の促進や、活躍機会の創出に取り組みます。	①
2-10	地域ケア会議の開催【認】	地域で課題を抱える高齢者の個別事例や小地域単位で抱える高齢者の課題を検討するため、医療や介護などの専門職や地域住民で組織する地域ケア会議を地域包括支援センター単位で開催します。また、市内3か所の基幹型地域包括支援センターにおいては、広域的な地域ケア会議を開催します。	①

基本目標 2 住み慣れた地域での自身が望む暮らしの実現

基本施策(1) 認知症高齢者支援の推進

本市の認知症高齢者は増加傾向であり、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、社会全体が認知症への理解を深め、正しい知識を身につけることが不可欠です。また、認知症当事者や家族介護者、認知症サポーター等の支援者が最初の一步を踏み出せるような環境整備も必要です。これら政策課題に対応するため、認知症に関する一層の普及啓発に加え、認知症当事者等の希望に沿ったサポートをする新たな仕組み・体制整備も行います。

指標

指標名	【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	49,558人	63,500人
チームオレンジのチーム数	—	9チーム
おかえりネットワークの協力者数	8,592人	15,400人

【重】…重点事業 【新】…新規事業

【認】…認知症施策推進計画に位置づけ

実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-1	認知症の普及啓発【認】	認知症の正しい理解を深め、相談機関に早期につながることを目的に認知症ガイドブック概要版を作成し、市内医療機関等で配布します。	①
1-2	認知症サポーター養成講座の開催【重】【認】	認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに支援者を養成するため、地域や企業、学校などで講座を開催します。また、育成した認知症サポーターの活躍機会を創出します。	①
1-3	認知症ガイドブックの作成【認】	認知症になっても住み慣れた地域で、できる限り自分らしく生活することができるよう、症状の進行状況に応じて受けられる支援をまとめた認知症ガイドブックを作成・配布します。	①
1-4	若年性認知症の支援【認】	65歳未満の方の認知症についての理解を深め、気軽に相談や情報共有ができるよう、本人や家族の交流の場を設置します。	①
1-5	認知症初期集中支援チームの運営【重】【認】	認知症が疑われる方やその家族に対して早期の段階から包括的・集中的な支援を行うため、医療職や福祉職で構成する認知症初期集中支援チームを運営します。	①

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-6	認知症地域支援推進員の配置【認】	認知症高齢者の支援体制を強化するため、市内3か所の基幹型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、介護事業者や医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、認知症高齢者を支援します。	①
1-7	チームオレンジの整備【重】【新】【認】	認知症の本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」を整備し、認知症の本人を含めた高齢者等の活躍機会を創出するとともに、認知症の方を支える仕組みづくりを行います。	①
1-8	認知症本人・家族交流会【認】	認知症の本人や家族が情報共有できるよう交流の場を設置します。また、自身の希望や必要としていること等を発信できる場として本人の意見を把握し、認知症施策に反映します。	①
1-9	ピアサポーターの活動支援【認】	認知症本人による思いや経験等を伝える場として、ピアサポーターによる講演会や交流会を開催し、認知症の人が抱える不安の軽減や前向きに暮らすことを支援します。	①
1-10	認知症カフェ等の運営支援【認】	認知症の方やその家族が気軽に参加し、相談や情報共有ができるよう、認知症カフェやまちの居場所の運営を支援します。	①
1-11	認知症家族介護者の支援【認】	認知症高齢者を介護する家族が、認知症に対して理解を深めるとともに、介護に対する不安を解消するため、家族支援講座と家族交流会を開催します。	①
1-12	認知症おかえりネットワークの運営【重】【認】	認知症等による行方不明者を早期発見できるよう、あらかじめ家族からの申し出により高齢者情報の登録を行い、行方不明となった際には、市民等の協力者に情報提供を行います。	①
1-13	成年後見制度の利用支援（市長申立）【認】	本人の判断能力が十分でなく親族からの審判の請求が望めない方について、市長申立を行い、成年後見制度の円滑な利用を支援します。	①
1-14	GPSによる認知症家族の支援【認】	認知症高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するため、GPSを用いた位置情報検索機器の購入に必要な費用の一部を助成します。	②
1-15	グループホームの整備【重】【認】	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者を支援するため、共同生活住居であるグループホームを整備します。	②
1-16	グループホーム入居者の負担軽減【認】	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯等の低所得者を対象に利用者負担の軽減を行います。	②
1-17	成年後見制度の利用に向けた支援【認】	判断能力が不十分であり、親族等からの支援も見込めない低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成します。	②

ピアサポーター…自らの障害や疾病の経験を生かしながら、他の障害や疾病のある人の支援を行う人。

基本施策(2) 在宅医療・介護連携と第二の人生を見据えた施策の推進

高齢化により誰もが介護を必要とする状態になる可能性があり、少子高齢化の進行により在宅医療・介護を受ける方が増加することが予想されます。誰もが自身が望む暮らしを続けられるよう、医療と介護の両サービスを適時適切に受けられるよう在宅医療と介護の連携強化に取り組み、ミドル世代などの早い段階から第二の人生を見据えた人生設計や人生最期の生き方を考える機会を持っていただけるよう取り組みます。

指標

指標名	【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）の登録者数	961人	1,200人
エンディングサポート講座の参加者数	161人	300人
在宅医療サポートセンター窓口への相談件数	36件	90件

【重】…重点事業 【新】…新規事業

【認】…認知症施策推進計画に位置づけ

実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
2-1	地域の医療・介護の資源の把握【認】	地域の在宅医療を実施する医療機関や介護事業所等の住所、提供サービス等のリストを作成し、医療・介護関係者間の連携に活用します。	①
2-2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討【認】	本市における、在宅医療と介護連携の現状把握と課題の抽出、及び解決策を検討するため、医療、介護、行政等の関係者による会議を開催します。	①
2-3	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進【認】	会議で検討された内容を踏まえ、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、必要な具体的取り組みを企画・立案します。	①
2-4	医療・介護関係者の情報共有の支援【重】【認】	医療と介護関係者間の情報共有を図るため、医療機関や介護事業所で利用者情報を共有する際に利用される「ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）」の更なる活用促進を図ります。	①
2-5	エンディングサポート事業【重】【新】【認】	高齢者がこれからのライフプランや終活について考えるためのエンディングノートの作成を支援し、ノートの活用方法や健康管理、ACP等に関する講座を開催します。また、ミドル世代など早い段階から第二の人生以降を見据え、人生最期の生き方についても考える機会を提供します。	①
2-6	在宅医療・介護連携に関する相談支援【重】【認】	地域住民、地域の医療関係者、介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療に関する相談を受け付ける在宅医療サポートセンター窓口を設置・運営し、更なる啓発に努めます。	①

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
2-7	医療・介護関係者の研修【認】	地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、医療と介護の多職種によるグループワーク等の研修を行います。	①
2-8	地域住民への普及啓発【認】	在宅医療や介護、ACP等に関する講演会や出前講座の開催により在宅医療・介護連携の理解を促進します。	①
2-9	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携【認】	東三河8市町村と東三河広域連合が連携して、広域連携が必要な事項について協議を行うなど、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた取り組みを推進します。	①
2-10	地域ケア会議の開催(再掲)【認】	地域で課題を抱える高齢者の個別事例や小地域単位で抱える高齢者の課題を検討するため、医療や介護などの専門職や地域住民で組織する地域ケア会議を地域包括支援センター単位で開催します。また、市内3か所の基幹型地域包括支援センターにおいては、広域的な地域ケア会議を開催します。	①

基本施策(3) 高齢者の生活支援サービスの充実

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれており、地域において安心して生活できるよう、高齢者の見守りや日常生活を支援するボランティアを育成するとともに、生活・相談支援サービスを適時適切に提供できるよう取り組みます。

指標

指標名	【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
地域型訪問サービスの利用回数	3,184回	3,700回
高齢者安心生活サポート事業支援回数	651回	900回

【重】…重点事業 【新】…新規事業

【認】…認知症施策推進計画に位置づけ

実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
3-1	救急医療情報キット配布事業	緊急時に高齢者の医療情報を救急隊員等に伝えるため、かかりつけ医や持病などの医療情報を記入したシートや健康保険証等のコピーなどを入れる専用容器を配布します。	①
3-2	シルバーカー等購入費補助金(再掲)【新】	高齢者の閉じこもり等の防止及びフレイル予防を図るため、シルバーカー及び多点杖の購入費用を助成し、外出を支援します。	①
3-3	緊急通報装置設置事業	高齢者の不安を解消するとともに、安否確認や健康相談を実施するため、高齢者宅に緊急通報装置を設置します。	①
3-4	高齢者等見守りネットワーク事業【認】	高齢者の安否確認を速やかに行えるよう、ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が通常業務を行う中で住民の異変に気づいた際に行政等に連絡します。	①
3-5	軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料補助	入所者の負担軽減を図るため、低額な料金で食事の提供やその他日常生活に必要な便宜を提供する、軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料の一部を助成します。	①
3-6	高齢者の移動支援【認】	低所得の高齢者に対する移動支援を行うため、交通手段に対する一定金額の利用券等の交付を行います。	①
3-7	地域包括支援センターの運営【重】【認】	高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、市内18か所で地域包括支援センターを運営し、介護・福祉に関する総合相談、権利擁護、ケアマネジメント業務等を実施します。	①
3-8	配食サービスの実施	高齢者の栄養改善等を行うため、配食サービスを利用した際の費用の一部を助成します。	①
3-9	地域ケア会議の開催(再掲)【認】	地域で課題を抱える高齢者の個別事例や小地域単位で抱える高齢者の課題を検討するため、医療や介護などの専門職や地域住民で組織する地域ケア会議を地域包括支援センター単位で開催します。また、市内3か所の基幹型地域包括支援センターにおいては、広域的な地域ケア会議を開催します。	①

第1章 計画策定にあたって	第2章 高齢者を取り巻く環境と将来予測
第3章 第8期高齢者福祉計画の成果と課題	第4章 基本方針
	第5章 実施計画

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
3-10	地域型訪問サービス【重】【認】	自立した日常生活を営むことができるよう、ボランティア等が高齢者の自宅等を訪問し、買物や掃除などのサービスを提供します。	①
3-11	高齢者安心生活サポート事業【重】【認】	ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、買物支援などの生活上の簡単な支援を行います。また、高齢者の孤独感を和らげるため、話を傾聴するなどの支援を実施します。	①
3-12	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催するとともに、虐待防止に関する総合相談窓口の運営を行います。	①
3-13	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者が自立して安全かつ快適な在宅生活を送ることができるよう、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否確認等のサービスを提供します。	①
3-14	生活・介護支援サポーターの養成（再掲）【重】【認】	高齢者への生活・介護支援サービスを提供する一定の福祉、介護に関する知識や技術を持った担い手を養成するため、養成研修を実施します。また、研修修了者のサポーター登録の促進や、活躍機会の創出に取り組みます。	①
3-15	ヤングケアラー支援事業【新】	ヤングケアラー（18歳未満の児童）について、日常的に家族へのケアが必要な場合（主に高齢者の身体・精神障害や認知症等）、状況を改善するために、そうした子どもや家族に対する支援として、民間事業所と連携した家事支援や、関係機関と連携し必要な福祉サービス支援へつなげます。	①
3-16	多機関協働事業等の一体的実施【新】	福祉相談サポートセンターにおいて、複合化した課題を抱えるケースや制度の狭間のケース、自ら相談に行く力がないケースに対して、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を一体的に実施し、課題の解決に向けた支援を行います。	①
3-17	成年後見制度の利用支援（市長申立）（再掲）【認】	本人の判断能力が十分でなく親族からの審判の請求が望めない方について、市長申立を行い、成年後見制度の円滑な利用を支援します。	①
3-18	成年後見制度の利用に向けた支援（再掲）【認】	判断能力が不十分であり、親族等からの支援も見込めない低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成します。	②

基本目標3 介護サービス基盤の強化

基本施策(1) 介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活ができるよう、東三河広域連合の構成市として、質の高い充実した介護保険サービスの提供を行うとともに、東三河広域連合と連携しながら施設の維持・整備等、ハード面での支援を検討することに加え、介護人材の確保や定着の支援に努め、介護サービスの需要対応を図ります。また、災害や感染症等の有事にあっても、介護サービスの安定的な提供体制を維持できるよう適切な支援を実施します。

指標

指標名		【基準値】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備（東三河全体）	総事業所数	73 施設	79 施設
	総定員数	1,305 人	1,413 人
小規模特別養護老人ホームの整備（東三河全体）	総事業所数	25 施設	28 施設
	総定員数	716 人	803 人

【重】…重点事業 【新】…新規事業

【認】…認知症施策推進計画に位置づけ

実施区分：①…豊橋市 ②…東三河広域連合

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-1	地域包括支援センターの運営（再掲）【重】【認】	高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、市内18か所で地域包括支援センターを運営し、介護・福祉に関する総合相談、権利擁護、ケアマネジメント業務等を実施します。	①
1-2	介護サービス事業者等の適正化の支援	介護事業者の質の向上と事業者間の連携を図るとともに、円滑な介護保険制度の運営を行うため、介護事業者を対象にした研修会や講演会、事業者交流会などを開催します。	①
1-3	介護保険施設等整備事業補助金	防災・減災や感染症対策等を目的とした国県の補助制度も活用し、市内介護保険施設等を対象に改修・整備等に係る支援を行います。	①
1-4	避難行動要支援者支援事業	災害時に自ら避難することが困難等の理由から、地域での支援を希望する方（避難行動要支援者）を台帳登録し、その情報を自主防災会や民生委員に提供することで、日ごろの見守り等を通して有事の際に地域の中で支援を受けられるようにします。	①
1-5	福祉施設と医療機関の連携	大規模な災害や感染症が発生・まん延したときに高齢者施設が適切な対応ができるよう、医療機関と連携した体制整備を支援します。	①

施策番号	事業名又は取り組み名	事業概要	実施区分
1-6	介護職員初任者研修の受講支援	介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するため又は将来に備えて介護の知識を身に着けたい方、ボランティア活動を通して地域で活動したい方などを支援するため、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を支援します。	②
1-7	介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催	介護事業所の管理者等を対象に管理者としての意識及び役割の重要性を認識するとともに、職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図ります。	②
1-8	高齢者疑似体験セットの貸出	高齢者への理解を深めるため、各種教室や講座等で高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験する機会を創出します。	②
1-9	介護給付適正化の推進	要介護認定の平準化を図るため、認定調査員研修などにより調査の質の維持・向上に取り組みます。また、ケアプラン点検を実施することにより、ケアマネジャーのケアプラン作成能力向上を支援します。その他、介護保険報酬の請求内容について点検し、不適切な請求の防止につなげ、サービスの質の確保に取り組みます。	②
1-10	介護用品の購入支援	在宅要介護認定者を介護する家族の経済的負担等の軽減をはじめ、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、住民税非課税世帯等の低所得者を対象に一定額の介護用品券を給付します。	②
1-11	グループホームの整備（再掲） 【重】【認】	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者を支援するため、共同生活住居であるグループホームを整備します。	②
1-12	小規模特別養護老人ホームの整備【重】	入所待機者の削減を図るとともに、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に対応するため、小規模特別養護老人ホームを整備します。	②
1-13	家族介護者のレスパイト（休息）支援	在宅介護を行っている家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を提供します。また、小規模特別養護老人ホームの整備の際に、ショートステイを併設し、家族介護者のレスパイトを支援します。	②
1-14	民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施	人材派遣等の民間ノウハウを活用して、初任者研修と実地研修により人材を育成し、介護事業所への直接雇用に向けて支援を行うことにより、即効性の高い介護人材対策を実施します。	②
1-15	介護支援専門員資格の取得支援	介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格の取得に係る受講手数料及び研修受講料の補助を行います。	②

参考資料

1. 計画の策定体制

(1) 豊橋市高齢者福祉計画検討委員会

市民意見を集約するため、各種団体の構成員や学識経験者など9名の委員の皆様から、計画の策定過程においてご意見をいただきました。

豊橋市高齢者福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市高齢者福祉計画の策定及び実施に関し、関係者の意見を反映させるため、豊橋市高齢者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、豊橋市高齢者福祉計画の策定及び実施について専門的見地から意見を述べるものとする。

(委員の構成)

第3条 委員は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部長寿介護課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
検討委員会 9名

構 成 員	
豊橋市医師会からの推薦	1人
豊橋市歯科医師会からの推薦	1人
豊橋市薬剤師会からの推薦	1人
豊橋市老人クラブ連合会からの推薦	1人
豊橋市シルバー人材センターからの推薦	1人
豊橋市民生委員児童委員協議会からの推薦	1人
豊橋市社会福祉協議会からの推薦	1人
学識経験を有する者	1人
お互いさまのまちづくり協議会委員	1人

(2) 豊橋市高齢者福祉計画策定会議

福祉部長兼福祉事務所長を会長とし、関係部長で構成しています。高齢者福祉計画の立案・調整を策定会議において進めました。

豊橋市高齢者福祉計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 豊橋市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）について必要な事項を検討するため、豊橋市高齢者福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 計画の立案
- (3) その他計画策定に必要な事項

(策定会議の委員等)

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 策定会議は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 計画の策定に関する必要事項の調査検討及び調整
 - (2) 計画素案の作成
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 策定会議及び幹事会の事務局は、長寿介護課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

策定会議 9名

役 職	職 名
会 長	福祉部長兼福祉事務所長
委 員	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	健康部長兼保健所長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長

別表第2（第4条関係）

幹事会 12名

役 職	職 名
幹事長	長寿介護課長
委 員	財政課長
〃	政策企画課長
〃	市民協働推進課長
〃	福祉政策課長
〃	国保年金課長
〃	障害福祉課長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	商工業振興課長
〃	住宅課長
〃	都市交通課長

※豊橋市高齢者福祉計画策定会議設置要綱第3条第5項及び第4条第5項の規定に基づき出席を求め、説明又は意見聴取を行った関係職員は以下のとおり。

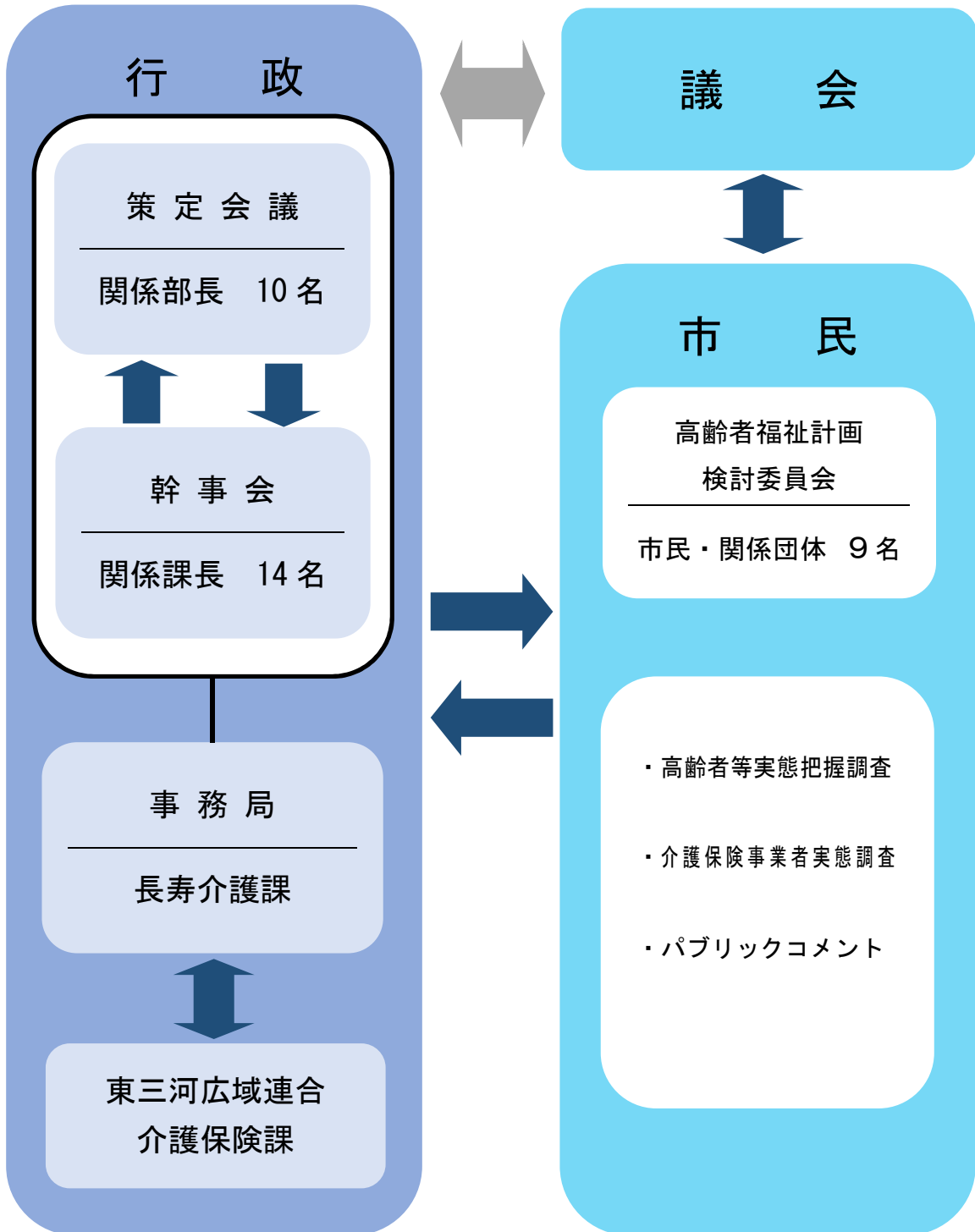
（策定会議）

こども未来部長

（幹事会）

こども若者総合相談支援センター長及び感染症対策室長

(3) 策定体制



2. 計画策定の経緯

☆：豊橋市議会 ○：市民 □：庁内

年月日		内容
2022年 (令和4年)	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等実態把握調査（東三河広域連合実施） ・介護保険事業者実態調査（東三河広域連合実施）
2023年 (令和5年)	7月10日	□第1回幹事会 （計画策定にあたって、高齢者を取り巻く環境と将来予測、第8期高齢者福祉計画の成果と課題、基本方針、策定スケジュール）
	7月26日	○第1回検討委員会 （計画策定にあたって、高齢者を取り巻く環境と将来予測、第8期高齢者福祉計画の成果と課題、基本方針、策定スケジュール）
	8月17日	□第1回策定会議 （計画策定にあたって、高齢者を取り巻く環境と将来予測、第8期高齢者福祉計画の成果と課題、基本方針、策定スケジュール）
	10月10日	□第2回幹事会 （第9期高齢者福祉計画素案について）
	10月18日	○第2回検討委員会 （第9期高齢者福祉計画素案について）
	10月23日	□第2回策定会議 （第9期高齢者福祉計画素案について）
	11月21日	☆豊橋市議会福祉教育委員会 （第9期高齢者福祉計画案について）
2023年 (令和5年) ～ 2024年 (令和6年)	12月11日 ～ 1月19日	○パブリックコメントの実施